

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉toiwase@chie-club.net

Vol. 36

納税猶予打ち切りと納税免除の事由

今週は、私の税理士としての長年の顧問先である JTB 北海道さんの依頼で、道内ホテル旅館の女将さんセミナーで3時間、事業承継のお話をしました。女性の前ですので珍しく緊張したスタートでしたが、皆さんの“事業承継っていったい何？”という状況から、問題・課題として関心をもっていただけたことに安堵し、更に進んだ支援の必要性を感じました。

さて今回は、5年経過後の事業継続要件や納税免除についてお話ししましょう。

申告期限から5年「経営承継期間」経過後、納税が免除になるまでの要件については、納税猶予制度を適用するかどうかの判断において、また現経営者が納税猶予制度の本質を知るために有意義だと思います。

申告期限から5年「経営承継期間」経過後に以下の事由に該当すると、納税猶予が打ち切りとなり、その納税猶予税額に申告期限から実際の納付までの間に対応する利子税を合わせて納付することになります。利子税って、要は国税庁に払う金利です。

- ①後継者が対象株式等の全部を譲渡した場合。ただし、株式等の一部を譲渡した場合は、譲渡株式に対応する税額について納税猶予が打ち切りになる。つまり5年以内のように一株でも手放したら納税猶予の全てがダメになるというものではありません。
- ②認定対象会社が資産管理会社に該当した場合。
- ③認定対象会社が解散した場合。
- ④認定対象会社の事業年度中の総収入金額がゼロになった場合。
- ⑤資本金や準備金の額を減少させた場合。（損失補填の場合や資本金の準備金への組入れ、準備金の資本金への組入れの場合を除く）
- ⑥3年に一度の所轄税務署への継続届出書を提出しない場合。

一方、経営承継期間の後で納税猶予額について、納税が免除になる事由は以下の通りです。

- ①経営を承継した後継者が死亡した場合。
- ②次の後継者に納税猶予対象株式を「贈与税の納税猶予制度」を適用するために贈与した場合。
- ③認定会社に破産手続開始決定又は特別清算開始命令があった場合。

⇒裁判所が関与する法的な整理に限りますので、通常の倒産は免除ではありません。

- ④納税猶予対象株式の時価又は譲渡額が猶予税額を下回る中、その株式の全部を同族関係者以外の第三者に一括譲渡した場合。⇒再生型のM&Aを想定したものです。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社